

岩倉市の協働の歩み

平成 4 年度

○行政の文化化研究会

平成 4 年度に発足した「行政の文化化研究会」は元々行政職員の政策研究・提言の場であったが、平成 5 年度から市民が参加し、平成 8 年度まで行政と市民が一緒になって様々な地域課題に提言を行った。

平成 9 年度からは、第 3 次岩倉市総合計画の策定に向けて「分権時代の自治」を大テーマに土曜講座を連続講座形式で実施し、「市民・行政“協働によるまちづくり”」の課題と手立てを幅広く学ぶ機会とした。

○第 3 次岩倉市総合計画

第 3 次岩倉市総合計画の策定はその意義・役割の 1 つとして「市民と行政の協働のための羅針盤」を掲げ、市民ワークショップ等市民参加の機会を設け、広範な市民の声を取り入れながら計画づくりを行った。

計画は基本構想、基本計画、実施計画の 3 つと、市内を 5 地域に分け、それぞれに市民自らが主体となって取り組むべきまちづくりの方針である「市民地域づくりプラン」で構成されている。

基本計画は各分野において実施すべき施策を体系的に示したものであり、その中に、市民と行政が協働で行うべき主な施策が「パートナーシップ型施策」として位置づけられている。

※協働の位置づけ・・・「市民と行政がそれぞれに果たすべき役割と責任をもち、相互に補完しあいながら協力すること。」

○岩倉市市民活動支援計画

第 3 次総合計画の基本理念である「豊かな心と協働による成熟した市民社会」の実現を図るため、ボランティア国際年（平成 13 年）を契機に、岩倉市における協働のしくみづくりや市民の自発性に基づく公益的な活動に対する支援策などについて学識経験者、市民委員、行政職員からなる岩倉市市民活動支援計画策定委員会によりまとめられた。

※協働の位置づけ・・・協働・パートナーシップとして「地域社会に関わる市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う」

○市民活動・NPO 等

岩倉市の市民活動支援センターには現在 200 近い市民団体の登録があり、市内での市民活動は活発である。

第 3 次総合計画策定過程で集まったメンバーを中心とした「いわくら塾」は、計画の推進団体として、市民や来訪者に岩倉市の歴史や観光資源を案内する他、「子ども大学」として次世代育成を行っており、市民が主体的に参加する市民活動の先駆けである。

また、同様に「いわくら・ユニバーサルデザイン研究会」は岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針策定（平成 16 年度）時のメンバーが中心となって結成し、小中学校においてユニバーサルデザインの出前講座を行うなど自主的・積極的に計画の推進を行っている。

市民活動団体・NPO の中には、市民活動支援センターの運営委託を受けている「ローカルワイドウェブいわくら」のように、行政から指定管理や業務委託を請け負う団体もある。

○市民活動支援センター

岩倉市における市民活動の拠点として、平成 22 年に旧公民館を改修した市民プラザ内に NPO に運営を委託することによって設置された。

登録団体に対して助成金や、他団体の活動等の情報提供を行うほか、活動に関する相談受付、交流会を開催して市民活動団体同士の交流を図るなど市民活動支援のための業務を行っている。

○第 4 次総合計画

第 4 次総合計画は、「市民まちづくり会議」「ユース世代まちづくりワークショップ」「パブリックコメント」などを通じて市民参加を得ながら策定された。

「多様な縁で創る『役立ち感』に満ちた市民社会をめざす」をまちづくりの基本理念として設定した。

その具体化のために定めた 6 つの基本目標のうち 1 つに「市民とともに歩むひらかれたまち（協働・行財政運営）」があり、基本計画は「市民協働・地域コミュニティ、男女協働参画、国際交流・多文化共生、平和行政の推進、広報・広聴、情報公開・個人情報保護、行財政運営」で構成されている。

○岩倉市市民協働ルールブック

第 4 次総合計画を踏まえ、市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政のそれぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進するため、市民団体、社会福祉協議会、市職員などが集まった「協働のまちづくり研究会」により作成された。

ルールブックでは協働を進める上での基本原則、協働のまちづくりを実現するための各主体の基本的な役割について定義し、市民活動団体と行政との協働の種類を「事業委託、事業共催、補助・助成、後援、事業協力」の 5 種類と定義し、それぞれの協働を行う時に留意すべきポイントをまとめている。

※協働の位置づけ・・・「市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などの様々な主体が、主体的・自発的に、公共の利益の増進といった共通の目的を達するために、相互の立場や特性を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任をもって、その特性や能力を発揮しつつ、ともに考え、行動すること」

○市民活動助成金

市民活動団体への財政面での支援として、平成 24 年度から、「岩倉市市民活動助成」制度を開始した。

市民活動の内容によっていくつかのコースを設定し、各団体による活動のプレゼンを審査委員によって審査し、交付決定を行う。

※実績 平成 24 年度 7 団体、平成 25 年度 7 団体、平成 26 年度 14 団体

○自治基本条例

岩倉市における自治の基本となるルールをつくるため、市民と行政が一緒になって岩倉市自治基本条例検討委員会で議論をし、岩倉市自治基本条例が策定された。

第 1 条に「この条例は、岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とします。」とあり、協働によるまちづくりの推進によって、市民を主体とした自治の実現を図ることを条例の目的として定めている。

平成 13 年度

平成 14 年度

平成 22 年度

平成 23 年度

平成 23 年度

平成 24 年度

平成 25 年度